

文教・警察常任委員会

◎ 開催日時 平成 31 年 3 月 12 日（火） 10 時 00 分～10 時 48 分

◎ 開催場所 第五委員会室

◎ 説明員 教育長、警察本部長および関係職員

◎ 議事の概要

【警察本部所管分】

1 付託案件

（１）議第98号 平成30年度滋賀県一般会計補正予算（第13号）のうち警察本部所管部分について

〔結果〕 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

【教育委員会所管分】

2 付託案件

（１）議第98号 平成30年度滋賀県一般会計補正予算（第13号）のうち教育委員会所管部分について

〔結果〕 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

（２）議第67号 滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案
3月7日の委員会で提出された修正案と併せて、再度審査が行われた。

〔結果〕 修正案について、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。
修正議決した部分を除く部分について、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

4 議第 67 号滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案に対する修正案に対する附帯決議案について

〔結果〕 全員一致で議第 67 号議案に対する修正案に対する附帯決議とすることに決した。

（附帯決議）

部活動指導の在り方については、ガイドラインに直ちに沿うことが困難な実態もあり、議第 67 号に対する人事委員会意見において「適当なものと認めます」とされながら、「改正にあたっては、部活動指導の実情や手当受給者への影響にも十分配慮する必要があるものと考えます」とされているところである。折しも、本県は2024年に国民スポーツ大会および全国障害者スポーツ大会の開催を予定しており、部活動が競技力の強化において果たしている役割の重要性に鑑み、県当局は下記の措置を講ずるべきである。

記

修正案に規定する滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例付則第2項に規定する人事委員会規則を定めるに当たり、大会、コンクール、対外練習試合その他これらに準ずる部活動において業務に従事した時間が引き続き4時間以上である場合を対象とする等、修正内容を適切に運用するための必要な措置を講ずること。

5 委員長報告

委員長に一任された。



委員会で配付された資料

- 1 平成30年度2月補正予算 主な事業概要（教育委員会）